

○鳥取県警察の「シンボルマーク」及び「マスコット」の制定について（例規通達）

平成2年7月16日

鳥総例規第2号・鳥務例規第10号

各所属長

この度、鳥取県警察のイメージアップと職員の士気高揚等を図るために、シンボルマーク及びマスコットを平成2年7月10日付けで制定した。

今後の警察活動に当たり、効果的な活用に配意されたい。

記

1 制定の趣旨

近年企業等においてCI戦略（コーポレート・アイデンティティの略で、組織がシンボルマーク等を用いて組織のイメージや理念を内外に浸透させようとする広報戦略）を積極的に導入する傾向にあるが、本県警察においてもこれを取り入れることにした。

この背景には、警察に対するイメージが「きけん、きつい、汚い」のいわゆる3Kに代表される職域として一部県民意識があり、また一方において各種の警察活動に対する県民の理解と協力が得にくくなっている現状に鑑み、シンボルマークについてはそのイメージアップと職員の融和、団結、士気の高揚を図るために、またマスコットについては、親切で明るく親しみやすい警察のイメージを県民にアピールし、親しまれ、愛される警察づくりをねらいとしてこれを制定したものである。

2 シンボルマーク及びマスコットの意図する内容

(1) シンボルマーク

鳥取県の鳥「おしどり」を抽象化し、加えて鳥取県の頭文字「と」をデザインし、21世紀に向けて県警察が大きく羽ばたこうとする姿を表現したもので、警察職員の融和、団結、士気の高揚を図ることをねらいとしている。

(2) マスコット

鳥取県の鳥「おしどり」を抽象化し、俊敏性と行動力、和やかで皆に親しまれるイメージを愛きょうこめて表現したもので、親切で明るく親しみやすい警察のイメージを県民にアピールし、親しまれ、愛される警察づくりをねらいとしている。

3 シンボルマーク及びマスコットの図柄

別記1、別記2及び別記3のとおりとし、詳細にわたる正式図は、別添「鳥取県警察シンボルマーク・マスコット基本デザインのマニュアル・清刷り」のとおりとする。ただし、マスコットについては、「鳥取県警察マスコット取扱要領の制定について（例規通達）」

(令和2年8月20日付け鳥県民例規第4号)で定めるところにより、変更した図柄を使用できるものとする。

4 シンボルマーク及びマスコットの活用

シンボルマーク及びマスコットは、広く県民に親しんでもらうために、鳥取県警察で作成する封筒等各種事務用品及び警察装備品並びに警察が主催する各種大会、展示会、交通安全運動及び防犯運動等における各種広報媒体等に標示して、積極的に活用するものとする。

別記1

シンボルマーク



別記2



別記3



はとこちゃん

別添

鳥取県警察シンボルマーク マスコット基本デザインの マニュアル・清刷り

基本デザインマニュアル

このマニュアルは、シンボルマークとマスコットの基本デザイン要素について、使用方法の原則を解説したものです。

鳥取県警察に対するイメージを統一し、効果的に伝達するために、このマニュアルを使用してください。

INDEX

A-1	シンボルマークの原画	1
A-2	シンボルマークの割り出し図	2
A-3	カラーについて	3
A-4	マークの中に色を入れる場合	4
B-1	マスコット（ぼとろーくん）の原画	5
B-2	マスコット（ぼとろーくん）の割り出し図	6
C-1	マスコット（ぼとこちゃん）の原画	7
C-2	マスコット（ぼとこちゃん）の割り出し図	8
D-1	シンボルマークの清刷り	9
D-2	マスコット（ぼとろーくん）の清刷り	10
D-3	マスコット（ぼとこちゃん）の清刷り	11
	注意事項	12

A-1

シンボルマークの原図



TOTTORI POLICE

A-2

シンボルマークの割り出し図

- シンボルマークの再現は、清刷りを使用しますが、大型の媒体（屋外サイン等）に拡大して使用するなど、清刷りからの正確な再現が困難な場合は、下の割り出し図を使用してください。



A-3

カラーについて

- 色彩は、ときには図形や文字以上に人に与えるイメージを決定づけるため、基本デザイン要素の中でも、特に感性に訴えるものといえます。
- シンボルカラーは、広々と広がる日本海と警察官の制服をイメージした青色、気品のあるイメージを持つ紫とします。
- 用途によって、どちらの色がよいかを決めてご使用ください。

- 青 ----- D I C 2 5 3
(M 5 0 %) × Y 3 0 % × C 1 0 0 %)

- 金 ----- D I C 6 2 0
(青金)

- 紫 ----- D I C 2 5 3
(M 1 0 0 % × C 5 0 %)

- 金 ----- D I C 6 2 0
(青金)



TOTTORI POLICE



TOTTORI POLICE

A-4

マークの中に色を入れる場合

- 用途によっては、シンボルマークの白の部分に色を入れて使用してください。
- 中に入れる色はシンボルカラー（青又は紫）とします。
- 下の左図のシンボルマークを、金以外の色で使用する場合は、黒とします。
- 下の右図のように、中にアミを入れて使用することができます。
アミは、20%とします。



TOTTORI POLICE



TOTTORI POLICE



TOTTORI POLICE



TOTTORI POLICE

B-1

マスコット（ぱとろーくん）の原図

● 服装は青、くちばしと尾、記章は橙とします。

● 青----- D I C 2 2 1
(M 6 0 % × C 1 0 0 %)

● 橙----- D I C 2 0 4
(M 6 0 % × Y 1 0 0 %)



ぱとろーくん

B-2

マスコット（ぱとろーくん）の割り出し図

- マスコット（ぱとろーくん）の再現は、清刷りを使用しますが、大型の媒体（屋外サイン等）に拡大して使用するときなど、清刷りからの正確な再現が困難な場合は、下の割り出し図を使用してください。



C-1

マスコット（ぱとこちゃん）の原図

● 服装は青、くちばしと尾、記章は橙とします。

● 青----- D I C 2 2 1
(M 6 0 % × C 1 0 0 %)

● 橙----- D I C 2 0 4
(M 6 0 % × Y 1 0 0 %)



ぱとこちゃん

C-2

マスコット（ぱとこちゃん）の割り出し図

- マスコット（ぱとこちゃん）の再現は、清刷りを使用しますが、大型の媒体（屋外サイン等）に拡大して使用するときなど、清刷りからの正確な再現が困難な場合は、下の割り出し図を使用してください。



D-1

シンボルマークの清刷り

- 清刷りは、基本デザイン要素を印刷製版する場合の図形原稿になるものです。
- シンボルマークやロゴタイプの再現には、必ずこの清刷りを使用してください。
- 外注する場合は、必ずこのアミの入っていないシンボルマークを使用してください。
- カラー印刷の場合は、マニュアル（A-3、A-4）に従って印刷してください。
- 下図のように、中にアミを入れて使用することができます。
アミは20%とします。



D-2

マスコット（ぱとろーくん）の清刷り

- 清刷りは、基本デザイン要素を印刷製造する場合の図形原稿になるものです。
- マスコット（ぱとろーくん）やロゴタイプの再現には、必ずこの清刷りを使用してください。
- 外注する場合は、必ずこのアミの入っていないマスコットを使用してください。
- 一色で印刷する場合は、服装60%、くちばしと尾、記章は20%のアミと指定してください。
- カラー印刷の場合は、マニュアル（B-1）に従って印刷してください。



ぱとろーくん



ぱとろーくん

D-3

マスコット（ばとこちゃん）の清刷り

- 清刷りは、基本デザイン要素を印刷製造する場合の図形原稿になるものです。
- マスコット（ばとこちゃん）やロゴタイプの再現には、必ずこの清刷りを使用してください。
- 外注する場合は、必ずこのアミの入っていないマスコットを使用してください。
- 一色で印刷する場合は、服装60%、くちばしと尾、記章は20%のアミと指定してください。
- カラー印刷の場合は、マニュアル（C-1）に従って印刷してください。



ばとこちゃん



ばとこちゃん

注意事項

1 カラーについて

印刷所に発注する場合、カラーについては、指定した色かそれに近い色を出すように念を押して注文してください。

2 ロゴタイプについて

シンボルマークとマスコットの下に入れている「TOTTORI POLICE」「ぱとろーくん」「ぱとこちゃん」は、特殊な文字でロゴタイプといます。
このロゴタイプは、シンボルマークやマスコットに合わせて、位置と大きさを決めています。この文字を使用する場合は、清刷りに従って印刷してください。

3 レイアウトについて

印刷物にシンボルマークやマスコットを使用する場合、その大きさや場所を考えると同時に、印刷物全体のレイアウトを研究して、明るく親しまれる印刷物の作成に心掛けてください。

別添